

福岡市教育委員会人権教育推進計画点検・検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 福岡市教育委員会人権教育推進計画（以下「計画」という。）の施策の点検・検証を行うにあたり、その内容等について意見を徴するため、福岡市教育委員会人権教育推進計画点検・検証委員会（以下「点検・検証委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 点検・検証委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の施策の点検及び検証等について意見を述べること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 点検・検証委員会は、委員若干名で組織する。

2 委員は、学識経験者等から教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合において新たに委嘱される委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(座長)

第5条 点検・検証委員会に座長をおき、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は点検・検証委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 点検・検証委員会は、教育長が招集する。

2 座長は、議長となり議事を進行する。

3 点検・検証委員会は、必要に応じて関係職員との意見交換を行うことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、会議が福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第38条ただし書の規定に該当するときは、非公開とすることができる。

2 前号の規定により会議を非公開とすることに決定したときは、委員は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 点検・検証委員会の庶務は、教育委員会人権・同和教育課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、点検・検証委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。